

## 中央環境審議会総合政策部会の小委員会及び専門委員会の設置について

平成13年4月23日総合政策部会決定

平成14年4月17日改正

平成15年9月24日改正

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第8条第1項及び第4項並びに第9条第1項に基づき、総合政策部会に置く小委員会及び専門委員会について、次のとおり決定する。

### 1. 公害防止計画小委員会

(1) 議事運営規則第8条の小委員会として、「公害防止計画小委員会」を置く。

(2) 公害防止計画小委員会は、環境基本法第17条第1項に基づく公害防止計画の策定指示及び同条第3項に基づく公害防止計画の同意その他公害防止計画に関する事項に関する審議を行う。

(3) 公害防止計画小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

### 2. 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会

(1) 議事運営規則第8条の小委員会として、「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」を置く。

(2) 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会は、環境に配慮した事業活動を一層促進するための方策に関する審議を行う。

### 3．環境研究技術専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「環境研究技術専門委員会」を置く。
- (2) 環境研究技術専門委員会は、環境研究・環境技術の推進方策に関する調査を行う。
- (3) 環境研究技術専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

### 4．環境保全活動活性化専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「環境保全活動活性化専門委員会」を置く。
- (2) 環境保全活動活性化専門委員会は、環境保全活動の活性化方策に関する調査を行う。
- (3) 環境保全活動活性化専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

### 5．環境と経済の好循環専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「環境と経済の好循環専門委員会」を置く。
- (2) 環境と経済の好循環専門委員会は、環境と経済の好循環を目指したビジョンに関する調査を行う。
- (3) 環境と経済の好循環専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。